

横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日 健障サ第3762号（副市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、障害福祉現場の職員の業務負担軽減、労働環境の改善及び業務の効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者による介護ロボットやＩＣＴの導入にかかる費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という）及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 本要綱において、各事業にて補助金の交付を受けることができる者は、本市から指定を受けた事業所を設置・運営している事業者のうち、次のいずれかに該当している事業者とする。

1 介護ロボット等の導入支援事業

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、短期入所事業者とする。

2 ＩＣＴの導入支援事業

(1) ＩＣＴ機器の導入支援

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、短期入所事業者、療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練事業者、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者、就労定着支援事業者とする。

(2) ＡＩカメラ等の導入支援

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、短期入所事業者、療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練事業者、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者とする。

3 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

(1) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、短期入所事業者とする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるとおりとする。また、各補助事業の基準額、対象経費及び補助割合は別表1のとおりとする。

1 介護ロボット等の導入支援事業

(1) 内容

前条で定める補助事業者からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、介護ロボット等導入に要する費用を補助する。ただし、他都道府県等における同様の制度に申請する場合及び他の国庫補助事業により補助を受けている場合並びにそれらの助成を受ける予定である場合については、補助を行わないものとする。

(2) 補助対象経費及び補助額

ア 補助の対象となる介護ロボット等とは、別表2に掲げる機器のうち、次の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすものをいう。

(ア) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「食事・栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

(イ) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

(ウ) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

イ 1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

ウ 1施設・事業所当たりの補助上限額は別表1に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、前条に掲げる事業者が本市より指定を受けた事業を複数行っている場合は、1施設・事業所として補助上限金額を適用するものとする。

エ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

2 I C T の導入支援事業

(1) 内容

ア I C T 機器の導入支援

前条で定める補助事業者からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、I C T導入に要する費用を補助する。ただし、他都道府県等における同様の制度に申請する場

合及び他の国庫補助事業により補助を受けている場合並びにそれらの助成を受ける予定である場合については、補助を行わないものとする。

イ A I カメラ等の導入支援

前条で定める補助事業者からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、A I カメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラ）の導入に要する費用を補助する。ただし、他都道府県等における同様の制度に申請する場合及び他の国庫補助事業により補助を受けている場合並びにそれらの助成を受ける予定である場合については、補助を行わないものとする。

(2) 補助対象経費及び補助額

ア 補助の対象となる I C T とは、次の(ア)から(オ)に該当するものとする。

- (ア) 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- (イ) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- (ウ) A I カメラ等
- (エ) 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- (オ) 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

イ 当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。

ウ (ア)の情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、I C T 技術を活用したものを対象とする。

エ (イ)のソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- a 施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
- b バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

オ (ウ)のA I カメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。

- a 防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
- b 居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。
- c カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

d 利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

e カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。

f 撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

カ (イ)の通信環境機器等及び(オ)の保守経費等については、(ア)の情報端末、(イ)のソフトウェア、(ウ)のA I カメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。

キ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

ク 1施設・事業所当たりの補助上限額は別表1に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、前条に掲げる事業者が本市より指定を受けた事業を複数行っている場合は、1施設・事業所として補助上限金額を適用するものとする。

3 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

(1) 内容

前条で定める補助事業者が、その指定を受けた事業所等において、介護ロボット等やICTを複数組み合わせて導入する際に、当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。ただし他都道府県等における同様の制度に申請する場合及び他の国庫補助事業により補助を受けている場合並びにそれらの助成を受ける予定である場合については、補助を行わないものとする。

介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、本条第1項及び第2項の内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、本条第1項の(2)イに規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

(2) 補助対象経費及び補助額

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

本条第1項の(2)及び第2項の(2)ア(ア)～(ウ)に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせて購入する場合に必要な経費を補助する。

なお、ICTについては、本条第2項の(2)ア(イ)通信環境機器及び(オ)保守経費等は補助対象外とする。

また、1施設・事業所当たりの補助上限額は別表1に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、前条に掲げる事業を複数行っている場合は、1施設・事業所として補助上限金額を適用するものとする。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

前条で定める補助事業者が、その指定を受けた事業所等において、見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

また、1施設・事業所当たりの補助上限額は別表1に定めることとする。障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、前条に掲げる事業者が本市より指定を受けた事業を複数行っている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

- (ア) Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)
- (イ) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)
- (ウ) 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費(見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア(既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)
- (エ) 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

(補助額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次のとおり算出した額の合計額とする。

- (1) 施設又は事業所ごとに、別表1の基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表1の補助割合を乗じて得た額の範囲内の額を補助額とする。ただし、1,000未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式別紙1)
- (2) 積算内訳書(第1号様式別紙2)
- (3) 見積書
- (4) 導入機器等のカタログ
- (5) 収支予算書(第1号様式別紙3)
- (6) 入札参加者又は見積書の微収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
入札を行った場合は、当該入札の結果を確認できる書類又はその写し
- (7) その他関係書類
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度指定するものとする。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が前項に定める様式への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

4 補助金規則第24条に規定する市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収の詳細については、原則として横浜市健康福祉局監査課が定める「契約の手引き」の規定に則るものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 本事業により介護ロボット等やICTを導入した事業者は、全国の障害福祉事業所等における介護ロボット等やICTの導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により広く公表するとともに、これらの報告及び公表状況については、本市及び厚生労働省からの求めがあった場合は、ロボット等導入の効果分析や事例の公表等に対応すること。
- (4) 本要綱第4条1及び3で介護ロボット等を導入する場合は、本市が別に指定する体験会への参加、又は本市が別に指定する業務コンサルタント等による業務の課題分析への協力のいずれか若しくは両方を実施することを条件とする。
- (5) 本要綱第4条2及び3でICTを導入する場合は、本市が別に指定する研修会への参加を条件とする。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請取下げの期日は、申請者が本要綱第7条第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金実績報告書（第3号様式）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 実績報告書（第3号様式 別紙1）
- (2) 経費報告書（第3号様式 別紙2）
- (3) 領収書の写し又は支出を証する書類
- (4) 収支決算書（第3号様式 別紙3）

- (5) 補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
 - (6) 補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収を行った場合には、入札の参加者又は見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類又はその写し
 - (7) 導入機器等の写真など導入を証するもの
 - (8) その他関係書類
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が前項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号とする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金交付額確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、市長に横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金請求書（第5号様式）を提出し、請求するものとする。

(辞退届)

第13条 本補助金を申請した者で、補助金の交付を辞退する場合はすみやかに辞退届（第6号様式）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部取り消し、並びに補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 本要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(入札又は見積書の徴収)

第16条 補助金規則第24条ただし書きの規定により、市内業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合とは、人件費等、契約（経費）の性質上、債権者の請求によることが困難な経費及び緊急時の対応など入札等を行う暇がないと認められる経費の場合とする。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助金規則第 25 条ただし書きの規定により、市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間とする。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5 年とする。

(暴力団の排除)

第 19 条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例 51 号。以下「暴排条例」という。）第 8 条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

- 2 補助金の交付を申請した社会福祉法人等（以下「申請法人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (2) 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団に該当する者があるとき
- 3 市長は、本要綱第 7 条の補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等（以下「交付決定法人」という。）が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 4 市長は、必要に応じ申請法人又は交付決定法人が、本条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。
- 5 前項の確認は、役員等氏名一覧表（第 7 号様式）により行うものとし、市長は申請法人又は交付決定法人に必要に応じて提出させることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 20 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行はず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 基準額、対象経費、補助割合

事業名	基準額	対象経費	補助割合
1 介護ロボット等の導入支援事業	<p>介護ロボット等の導入施設等の種類毎の基準額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 1 施設あたり 210 万円 ・グループホーム 1 事業所あたり 150 万円 ・その他事業所 1 事業所あたり 120 万円 <p>介護ロボット等の種別毎の基準額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移乗介護、入浴支援 100 万円 ・その他の機器 30 万円 	介護ロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	<p>本市負担 3/4</p> <p>事業者負担 1/4</p>
2 I C T の導入支援事業	<p>ア I C T 導入支援事業</p> <p>イ A I カメラ等の導入支援</p> <p>アとイ合わせて 1 施設又は事業所あたり 100 万円</p>	<p>ア I C T 導入実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（いずれも I C T の導入に係るものに限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）</p> <p>イ A I カメラ導入実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（いずれも A I カメラの導入に係るものに限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）</p>	<p>本市負担 3/4</p> <p>事業者負担 1/4</p>

事業名	基準額	対象経費	補助割合
3 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	<p>ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入</p> <p>イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費</p> <p>アとイ合わせて 1 施設・事業所あたり 1,000 万円</p>	<p>ア 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）</p> <p>I C T の導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（いずれも ICT の導入に係るものに限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）</p> <p>イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金</p>	<p>本市負担 3/4</p> <p>事業者負担 1/4</p>

別表2 補助対象とする介護ロボット等の機器

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器
(6) 機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器
(7) 食事・栄養管理支援	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

なお、以下の要件に留意すること。

- ア 利用者の居室におけるプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外とする。
- イ 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ウ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等を導入事業所内で研修・周知するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
- エ 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。